

保保所疾第1230号
令和5年5月15日

施設管理責任者 様

さいたま市保健所長
(公印省略)

入所施設における感染症対策について (情報提供)

日頃より、感染症対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症においては、5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症へと変更されました。

市内の入所施設においては、オミクロン株の特性を踏まえた感染症対策を実施していただいていたところですが、位置づけ変更後においても重症化リスクの高い高齢者・障害者施設等については、引き続き感染症対策に取り組んでいただく必要があります。

この度、保健所が実施した施設調査において、改めて感染症対策で留意していただきたい点を、各施設で工夫している事例の紹介も含めて、下記の資料にお示ししましたので、情報提供いたします。

本点を参考に、一層の感染症対策の充実が図られますよう、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 入所施設での体調不良者・陽性者発生時対応ポイント
- 2 新型コロナウイルス感染症 効果的な感染対策について

担当 さいたま市保健所疾病対策課
感染症対策係 藤原、加藤、渋谷
直通 048-840-2204
FAX 048-840-2230
E-mail : chousa-covid-19@city.saitama.lg.jp